

奈良県民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業補助金募集要領

第1 事業の概要

(1) 趣旨

奈良県では、再生可能エネルギー等の地域資源を活用し、「災害に強く、低炭素な地域づくり」を推進するため、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金事業）を原資とした基金を活用して、民間事業者が自身の有する又は管理する地域の防災拠点等施設に再生可能エネルギー設備等を導入する事業に対し、経費の一部を補助します。

(2) 補助対象者

この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、県内において（3）に規定する補助対象施設を所有し、又は管理している民間事業者であって、県内に事業所を有するものとします。

(3) 補助対象施設

補助の対象となる施設は、次に掲げる全ての要件に該当する施設とします。

- ・ 民間事業者が所有し、又は管理する民間施設であること。
- ・ 次のいずれかに該当する建築物であること。
 - ア 昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物
 - イ 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断されたもの
 - ウ 耐震改修整備を実施した建築物
- ・ 不特定多数の者が利用する施設であって、市町村地域防災計画に基づく避難所等として指定を受けている、又は地元市町村若しくは地域住民との防災に関する協定の締結等を行っている等、地域の防災拠点となり得る施設又は災害時等に地域住民の生活等に不可欠な都市機能維持に必要な施設であって、次に掲げるものであること。ただし、エからカまでの施設は、災害時等に避難所等になり得るものに限る。
 - ア 医療施設
 - イ 公共交通機関の施設（駅舎を除く。）
 - ウ 学校
 - エ 宿泊等施設
 - オ コンビニエンスストア
 - カ 福祉避難所
 - キ その他知事が必要と認める施設

(4) 補助対象事業

補助の対象とする事業は、補助対象施設において、災害時等の電力遮断時であっても、最低限の防災拠点としての機能を確実に確保するため、別表に掲げる再生可能エネルギー等設備を導入する事業であって、次に掲げる全ての要件に該当するものとします。

- ・ 再生可能エネルギー発電設備及び再生可能エネルギー発電設備に付帯する蓄電池を

原則として設置すること。ただし、次に掲げる場合においては、蓄電池の導入を必須としない。

ア 太陽光発電設備の場合は、太陽光発電の発電能力が低下する日中の曇天及び雨天時並びに災害等により商用電力系統からの電力が遮断された時に機能等を維持するためのエネルギーを確保できる非常用発電設備によるバックアップが備えられていること。

イ 太陽光発電設備以外の場合は、昼夜を含め、施設等の機能を確保するために必要な安定した発電量が再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く。）から得られ、かつ、非常用発電設備によるバックアップが備えられており、数日間程度の電力供給が途絶えても機能しうること。

- ・再生可能エネルギー等設備の規模は、災害等により電力会社からの電力供給が遮断された際に、当該施設において必要とされる最低限の機能を維持するものであること。
- ・技術開発や実証等を目的としたものではないこと。
- ・再生可能エネルギー等設備により発電した電気の用途は、専ら自家消費に限るものとし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第4条に基づく特定契約の対象としないこと。ただし、余剰電力を逆潮流させることは差し支えないものとする。

(5) 補助率及び補助上限額

補助率：3分の1以内

補助上限額：9,000千円

(6) 事業期間

交付決定日から平成29年2月28日までに事業を完了させること。

(完了の日は補助対象工事が終了し、補助事業者がその支払いを完了させた日。)

第2 予算額 36,000千円

第3 募集期間

平成28年4月20日（水）から平成28年5月25日（水）（必着）

午前9時から12時、午後1時から4時（土曜日・日曜日・祝日は除く）

第4 応募手続き

○補助金の交付を受けようとする民間事業者は、奈良県民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業補助金応募申請書（第1号様式）及び必要な添付書類を上記募集期間中に県エネルギー政策課まで郵送又は持参により提出してください。（後述「必要書類1」参照）

○県は、募集期間終了後、提出いただいた事業計画書等を審査のうえ、補助金申請対象者を内定し通知します。

○上記の通知を受けた者は、後日、県が別途定める日までに交付申請書等の必要な書類を提出していただきます。（後述「必要書類2」参照）

- 県は、交付申請書を審査し、その内容が適正と認められるものについて、予算の範囲内で交付決定し、交付決定通知書により申請者に通知します。
- 申請書の様式は、エネルギー政策課ホームページ (<http://www.pref.nara.jp/31588.htm>)よりダウンロードできます。

第5 審査について

県が設置する評価委員会の意見を参考に、事業計画書等の審査・評価を行い、補助の対象となる事業を選定します。なお、審査にあたっては、申請者に説明や追加資料の提出を求める場合があります。

第6 注意事項

- 補助事業者は、県からの交付決定通知を受けて補助事業の開始が可能となります。
- 補助対象外の工事等を同時に行う場合、原則として補助対象部分と分離して契約・発注するものとします。ただし、補助対象外を含めた全体工事を一括で契約することが合理的である等の理由により、一括契約で処理する場合は、それぞれの実施内容及び金額が明確に確認できる形態にしてください。
- 補助事業の実施中に、事業内容を変更する場合、事業を中止等しようとする場合は、事前に県の承認を受ける必要があります。
- 補助事業者が、工事の請負業者等に対して補助事業に係るすべての支払が完了した時点をもって、補助事業の完了とします。
- 補助事業者は、補助事業が完了した日から30日以内又は平成29年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。県は実績報告書の内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。
- 県からの補助金の支払いは平成29年5月に行います。
- 補助事業により設置した施設・設備については、一定期間処分が制限されます。期間内に県の承諾なく施設・設備を処分した場合は、補助金の全部又は一部を返納していただく場合があります。
- 県は、必要に応じて補助事業の内容及び成果を公表することがあります。
- 補助の対象となった経費の証拠書類等（契約書、見積書、納品書、領収書等）は、後日確認を行う場合がありますので補助事業完了後5年間は必ず保管してください。

第7 提出先・問い合わせ先

〒630-8501

奈良市登大路町30番地

奈良県地域振興部

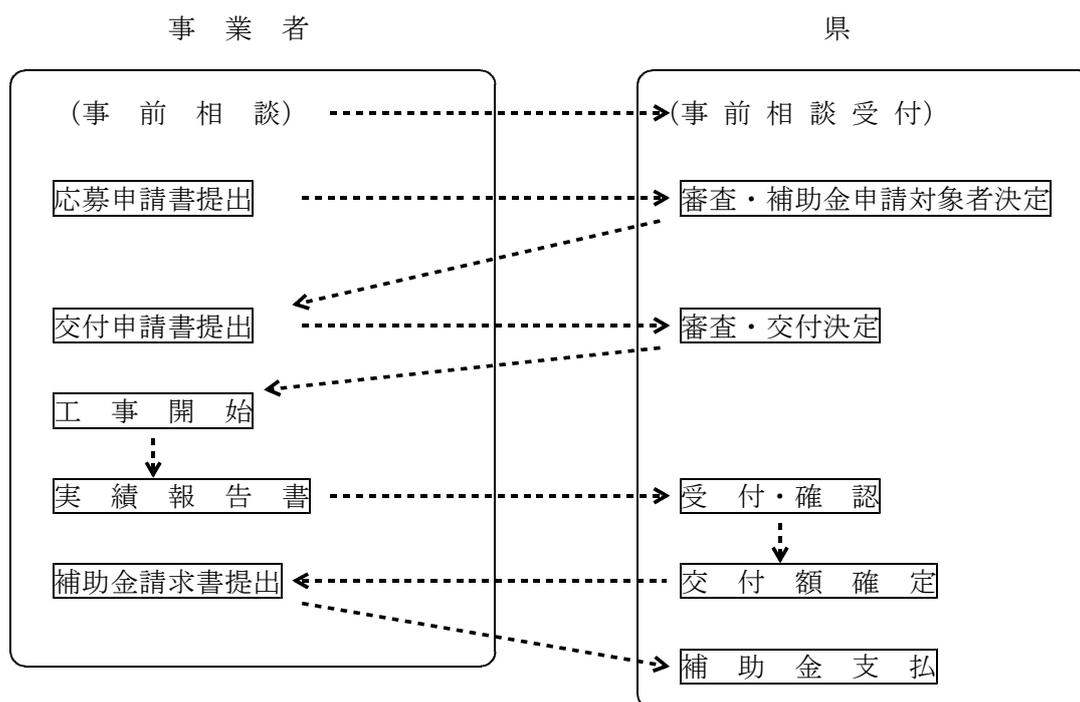
エネルギー政策課 エネルギー政策係

電話 0742-27-8016

別表 再生可能エネルギー等設備

設備の区分	設備の種類
再生可能エネルギー設備	1 太陽光発電設備
	2 風力発電設備
	3 小水力発電設備
	4 地熱発電設備
	5 バイオマス発電設備
	6 太陽熱利用設備
	7 バイオマス熱利用設備
	8 その他の熱利用設備
再生可能エネルギー付帯設備	9 蓄電池（定置式のもの）
	10 その他知事が認める再生可能エネルギーに付帯するもの

<手続きの流れ>



< 必要書類 1 >

- ・奈良県民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業補助金応募申請書(第1号様式)
- ・事業計画書(別紙1)
- ・収支予算書(別紙2)
- ・発電規模及び蓄電池容量チェックシート(別紙3)
- ・導入予定施設の平面図
- ・補助対象設備の設置場所や電力供給機器等が確認できる設計図面等(設計図面がない場合は、平面図等に表示)
- ・支出予定額を確認できる設計積算書、見積書その他の書類
- ・市町村防災計画等の写しなど、導入予定施設が災害時において地域の防災拠点となり得る施設であることが確認できる書類
- ・導入予定施設の耐震性を有することが確認できる書類
- ・導入予定施設のカラー写真(施設全景、設備導入場所)
- ・法人又は団体の場合は定款の写し及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写し)又はこれに代わるもの、個人の場合は住民票(写し)
- ・補助対象施設の管理者が申請する場合は所有者の同意を得たことが分かる書類
- ・県税全てに滞納がないことを証する納税証明書(写し)
- ・その他知事が必要と認める書類

< 必要書類 2 >

- ・奈良県民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業補助金交付申請書(第2号様式)
- ・事業計画書(別紙1)
- ・収支予算書(別紙2)
- ・発電規模及び蓄電池容量チェックシート(別紙3)
- ・導入予定施設の平面図
- ・補助対象設備の設置場所や電力供給機器等が確認できる設計図面等(設計図面がない場合は、平面図等に表示)
- ・支出予定額を確認できる設計積算書、見積書その他の書類
- ・市町村防災計画等の写しなど、導入予定施設が災害時において地域の防災拠点となり得る施設であることが確認できる書類
- ・導入予定施設の耐震性を有することが確認できる書類
- ・導入予定施設のカラー写真(施設全景、設備導入場所)
- ・法人又は団体の場合は定款の写し及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又はこれに代わるもの、個人の場合は住民票
- ・補助対象施設の管理者が申請する場合は所有者の同意を得たことが分かる書類
- ・県税全てに滞納がないことを証する納税証明書
- ・その他知事が必要と認める書類